

令和5年6月定例会 産業労働企業委員会の概要

日時	令和5年7月3日（月）	開会	午前10時
		閉会	午前11時45分
場所	第5委員会室		
出席委員	高木功介委員長 逢澤圭一郎副委員長 栄寛美委員、林薫委員、吉良英敏委員、白土幸仁委員、神尾高善委員 泉津井京子委員、山根史子委員、塩野正行委員、松坂喜浩委員、中川浩委員		
欠席委員	なし		
説明者	[産業労働部関係] 目良聡産業労働部長、野尻一敏産業労働部地域経済・観光局長、 浪江治産業労働部産業政策局長、久保佳代子産業労働部雇用労働局長、 竹内康樹産業労働政策課長、小貝喜海雄商業・サービス産業支援課長、 神野真邦産業支援課長、坂入康昭産業創造課長、 村井秀成産業拠点整備推進幹、島田守企業立地課長、横内治金融課長、 松澤純一観光課長、高橋利維雇用労働課長、鯨井素子人材活躍支援課長、 深野成昭多様な働き方推進課長、植竹眞生産業人材育成課長 山本好志労働委員会事務局長、 伊島順子労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長 [企業局関係] 北島通次公営企業管理者、新井哲也企業局長、高橋伸保水道部長、 吉田薫総務課長、飯野由希子財務課長、大澤建孔地域整備課長、 檜山建水道企画課長、岸本貴志水道管理課長、増田伸主席工事検査員		

会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案
なし
- 2 請願
なし
- 3 所管事務調査
埼玉県感染防止対策協力金について

報告事項

1 産業労働部

- (1) 指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について
- (2) 令和5年度における指定管理者の選定について

2 企業局

埼玉県南部工業用水道長期ビジョンについて

【所管事務に関する質問（埼玉県感染防止対策協力金について）】

白土委員

- 1 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事務取扱要綱第3条第3項の中で、「引き続き、県内で事業を継続する意思があること」と記載されている。しかし、協力金を受領した後で閉店している飲食店が多く見受けられる。そのような飲食店の店舗数を把握しているか。
- 2 閉店した飲食店から協力金が返還された事例はあるのか。
- 3 協力金の返還を受け付ける窓口はあるのか。
- 4 協力金を申請する際に提出する誓約事項の中に事業継続の意思を確認する項目が記載されている。法的拘束力はないと認識しているが、どのような考えで記載したのか。

産業支援課長

- 1 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金については、事業を継続する意思があることを条件としていた。しかし、埼玉県感染防止対策協力金については、感染防止のための営業時間の短縮等の要請に協力したことを条件に協力金を支給していたため、事業を継続する意思については確認していない。そのため、追跡調査は行っていない。
- 2 埼玉県感染防止対策協力金は、営業時間の短縮等の要請に協力したことを確認した上で協力金として支給したため、返還を求めることはない。
- 3 同じ理由により、相談窓口は設けていない。
- 4 国において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により影響を受けた事業者の事業継続を支援するために設けられた一時支援金や、月次支援金、持続化給付金では、申請の際に事業継続の意思を確認する項目があった。しかし、埼玉県感染防止対策協力金については、営業時間の短縮等の要請に協力したことを条件に支給するものであったため、協力金の申請書には事業継続の意思があることを確認する項目を設けていなかった。

白土委員

- 1 国では持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金などの不正受給を調査しており、相談のためのフリーダイヤルなども設けているが、埼玉県ではそもそも閉店の場合の協力金の返還を求めているということか。
- 2 事業の趣旨としては、誓約は求めているものの県内で事業を継続する意思があるということが条件だったということによいか。
- 3 協力支援金の申請者は、検査及び報告等の求めがあったときはこれに応じなければならないと要綱に記載がある。今後の教訓として実態調査はすべきであると考えがどうか。

- 4 協力金について、コロナ禍での救済にはなったと思うが、事業継続の効果は弱かったのではないか。

産業支援課長

- 1 埼玉県感染防止対策協力金については、感染防止のための営業時間の短縮等の要請に協力したことを条件に支給していたため、飲食店が協力金を受領した後に閉店していたとしても、返還は求めている。
- 2 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金と要綱が異なり、埼玉県感染防止対策協力金については事業継続の意思は条件となっていない。
- 3 この協力金は国の制度で大枠が決められていた中で、埼玉県として事業者のために速やかな給付や確実な給付に努めていたところである。今後については、国の制度をしっかりと見定めて運用していきたいと考えている。
- 4 最初は、金額が定額でもらいすぎであるという議論や、逆に大手居酒屋チェーン店等に対しての給付額が適当であるのか等の議論があった。国が途中で制度改正をして、売上額に応じて支払うこととなったが、そのような制度設計についても、国の枠の中で運用していた。そのため、ある程度の事業継続効果はあったのではないかと考えている。

白土委員

実態を見ると、協力金を受給した後ですぐ閉店している店舗が多く見受けられる。今後の教訓として、どのような効果があったのか実態調査をする必要があるかと考えるがどうか。

産業支援課長

埼玉県感染防止対策協力金の支給先についての追跡調査は行っていない。しかし、感染防止対策協力金の後期においては、支給要件の一つとして彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証を受けていることを条件にしていた。

この制度において、認証の際に現地確認をした後で更に追跡して遵守状況を確認しており、県内の飲食店約28,000店舗を認証していたが、その後の追跡調査で約1,000店舗閉店していることが確認できている。

認証店の方が協力金を受給した店舗より多いため、協力金を受給した後で閉店したとみられる店舗は1,000店舗未満ではないかと考えている

白土委員

仕方なく閉店した店舗もあると思うが、この協力金に関してはしっかり検証していく必要があると思うがどうか。

産業支援課長

今後この事業について検証していかなければならないところである。

吉良委員

- 1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証店について追跡調査を行ったとのことだが、どのように調査を実施したのか。
- 2 この協力金は国の制度の枠の中で実施したと思うが、しっかりと検証していく必要がある。効果があったのか、それともなかったのかという話ではなく、次に同じようなことが起きた場合に備え、どこに不備があり、今回の反省をどのように生かしていくのか、その姿勢が非常に重要である。2年間続いたこの制度の総括はどうか。

産業支援課長

- 1 現地調査に行く際の電話応答の有無やWebでの確認、更に現地に赴き実際に営業しているかの確認を行った。
- 2 最初は定額であった金額が売上げに比例をして増減するようになったが、そういったところも全て国の基本的対処方針等の中で定められており、県の裁量がほとんどなかったのが実態であった。例えば、協力金の後期においてワクチン・検査パッケージ制度を適用した際、協力した事業者の営業時間を緩和することができないかと考え国に要望したが認められなかった。制度の運用中に感じた点や気付いた点については、既に国へ要望等しており、今後も総括をしていき気付いた点などがあれば引き続き国に要望等をしていきたい。

中川委員

個人飲食店が置かれている状況に高齢化があり、その中でのコロナ禍だったので、廃業やむなしという部分は今後も継続して出てくる課題だと思う。また、飲食のお客が戻り切っていない中だと、新しく出店しようという意欲も乏しく、飲食店は新たに起業するという部分が一番厳しい点である。検証に当たっては、前向きな部分も必要であると思うがどうか。

産業支援課長

飲食店も含め中小企業の振興は正に産業労働部の本旨である。前向きな視点からも検証して参りたい。